

令和5年度 第2回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

令和5年11月1日

報告・諮問事項		報告 No.	諮問 No.	頁
1	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	6		1
2	区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失について	一般報告		8
	メール送信時のあて先誤設定について	一般報告		10
	マイナンバー関連事業に対する区の取組状況について	一般報告		11

<参考>

	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等		2	(別添) 資料3
	情報提供ネットワークシステムセキュリティ評価の実施内容等		3	

**個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について（報告）**

**デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という）の開催について**

**1 所管課から提出のあった案件について**

手続申込のあった業務数	7業務	所管課が実施した自己点検類型件数	18件
申込後手続を取り下げた業務数	0業務	申込後手続を取り下げた自己点検類型件数	0件

自己点検類型…個人情報の保有、外部委託、指定管理、労働者派遣、目的外利用、外部提供、電算入力、外部結合の8類型

**2 部会開催に係るスケジュール**

- 令和5年 6月27日（火） 案件募集通知発出
- 令和5年 7月 7日（金） 案件提出締切
- 令和5年 8月 7日（月） 事前協議1回目
- 令和5年 8月18日（金） 事前協議2回目
- 令和5年 9月 4日（月） 部会開催
- 令和5年10月18日（水） デジタル化推進本部に部会開催の報告

**3 部会に報告のあった自己点検について**

（部会点検における部会からの質問・意見等を類型化したものは別表のとおり）

**【報告】 附属機関等の会議に関する業務（各課共通（案件担当：環境課））…（13）**

**1 自己点検の概要**

気候変動対策に関する区民の意識醸成、行動変容を促すとともに、区民の意見やアイデア等を施策に反映することを目的とした、（仮称）気候区民会議を開催するに当たり、民間事業者へ会議の企画運營業務を新たに外部委託すること及び附属機関等の会議に関する業務管理システムへの記録項目の追加について自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問

- ・個人情報記録項目「学歴」が読み込む内容及び当該項目を委託先に取扱わせることの妥当性について
- ・成果物としての会議の動画の展開について

○回答

- ・「学歴」は具体的な通学先名称ではなく、参加者が学生か否かという情報である。
- ・会議では、専門家による講義があり、この内容は広く区民に見てもらいたいため、区の公式チャンネルに掲載することを考えている。

○意見

- ・一般的には「学歴」は最終学歴と理解される。本件においては、参加者の所属や属性といったものと考えられるため、帳票に補記するか別の適切な記載に置き換えること。

### 3 結果

- ・上記意見を踏まえた処理を行うことを付して、自己点検内容の妥当性について承認

○意見の反映

- ・部会意見を踏まえ、外部委託記録票及び自己点検表の「学歴」を削除し、「職業・勤務先」の項目に含めた上で、「職業・勤務先」が読み込む個人情報について「外部講師の肩書、参加者が学生であるか否か」と補記することとした。

## 【報告】議会答弁検討に関する業務（総務課）…（14）

### 1 自己点検の概要

議会答弁検討について、システムを導入しデジタル化を進めることで、紙資料の削減及び事務の効率化を図る。

システムの導入に当たり、新規の個人情報登録、外部委託、電算入力、外部結合について自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

○質問

- ・個人情報登録票の記録形態「文書」に○が付いていることについて
- ・システムの運用イメージについて
- ・個人情報項目「役職」を記録する妥当性について

○回答

- ・これまでの答弁検討に係る紙資料については、文書で保有している認識である。
- ・答弁検討資料が個人情報に該当するか事務局と主管課で確認し、該当しないと判断した場合には、記録形態「文書」は削除する。（事務局）
- ・システムの運用イメージについて、「入力内容を部長が確認、区長が承認」といった記録が残せる。最終的に確定したものが本会議での答弁に使用される。
- ・「役職」を記録する妥当性について、システム利用者を特別職、管理職、係長級に限定することを考えており、操作権限の関係から役職を記録している。

### 3 結果

・記録形態「文書」の要不要を判断することを付して、自己点検内容の妥当性について承認

#### ○部会後の処理

・本業務において記録される個人情報、職員の氏名、役職、職員番号のみであり、これらは全てデータで管理されることを確認。「文書」は不要のため削除した。

## 【報告】特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務（課税課）…（15）

### 1 自己点検の概要

確定申告書の記載と異なる税額決定をした際の税務署への通知を電子データで行っているところ、電子データで通知する項目を追加することとなった。

項目追加に当たり、委託に係る個人情報項目、電算入力項目、外部結合で提供する項目の追加について自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○意見

・自己点検表②（外部委託）の項目16番（再委託に係る措置）の表現の適切さについて（委託先が講じる措置内容等を確認する前に再委託を許可するよう見える）

#### ○回答

・再委託が発生することは想定しておらず、原則禁止ということは理解しているが、記載の表現について確認する。

・再委託は原則禁止として、発生する際は区のルールに従って適切に取り扱うという趣旨の表現であるので、記載の表現について事務局と主管課で調整の上、適切な表現に修正する。（事務局）

### 3 結果

・自己点検表の表現について、意見のとおり適切に修正することを付して、自己点検内容の妥当性について承認

#### ○意見の反映

・事務局と主管課で調整し、意見のあった項目について、「再委託は行わない」と表現を修正した。

## 【報告】軽自動車税に関する業務（課税課）…（16）

### 1 自己点検の概要

軽自動車税滞納者の預貯金照会について、クラウドサービスを用いて行う。

クラウドサービスを用いた預貯金照会の実施に当たり、新規の外部委託及び外部結合について自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○質問

- ・自己点検表②（外部委託）の項目16番（再委託に係る措置）の内容の担保について

#### ○回答

- ・委託先に講じさせる措置内容の確認については、委託先と再委託先が交わした個人情報の取扱いに係る書面の写しを区に提出させるといったことが考えられる。（事務局）

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告】区内事業者等への支援に関する業務（産業振興センター）…（17）

### 1 自己点検の概要

区内中小事業者に対し、光熱費の高騰による経営への影響を緩和し、経営の安定化を図るため、経費の一部を助成する事業を実施する。

事業の実施に当たり、新たな個人情報の保有、新規の外部委託について自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○意見

- ・外部委託について再委託禁止を解除しているが、再委託は例外的な扱いであることを認識した上で、再委託に当たって必要な安全管理措置を確実に実施すること。

#### ○回答

- ・再委託に当たって委託先が実施すべき安全管理措置について、確実に遵守することを委託先に求めるとともに、委託元としての安全管理措置を漏れなく実施する。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告】自転車用ヘルメット購入助成事業に関する業務（杉並土木事務所）…（18）

### 1 自己点検の概要

自転車用ヘルメット着用促進及び自転車利用者の安全性の向上を図るため、自転車用ヘルメットの購入者に対し、費用の一部を助成する事業を新たに開始する。

事業の実施に当たり、新たな個人情報の保有、新規の外部委託及び電算入力について自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

#### ○質問

- ・個人情報登録票の記録項目「資格情報」、「勤務先」が読み込む個人情報について
- ・（「資格情報」に係る回答を受けて）「講習受講の有無」がないことについて
- ・個人情報項目「口座」について
- ・助成事業のスキームについて

#### ○回答

- ・「資格情報」とは、区民が販売協力店で購入した際に本人確認資料として提示する免許証等のことであり、「勤務先」は助成枠として事業所があることから、申請者情報としての事業所名を読み込んでいる。
- ・（「講習受講の有無」に係る質問を受けて）「資格情報」で本人確認資料の資格情報と受講の有無の双方を読み込んでいると認識している。
- ・「資格情報」が読み込む個人情報について確認し、備考欄に補記する等の対応とした。い。（事務局）
- ・「口座」について、屋号の口座以外に個人店の店主が個人口座で申請した場合には個人情報に該当すると認識しているため、口座を記載している。
- ・事業スキームについて、販売協力店からの報告は、月に1回という形で考えている。

### 3 結果

- ・「資格情報」について、適切な記載とすることを付して自己点検内容の妥当性について承認

#### ○部会後の処理

- ・部会からの質問を踏まえて事務局と主管課で確認した結果、免許証等は提示を求めるとのみで写しを保管しないため、個人情報項目として「資格情報」は不要であると判断し、「講習受講の有無」に変更した。

## **【報告】情報提供ネットワークシステムでの情報連携業務(情報システム担当)… (19)**

### **1 自己点検の概要**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき実施している情報提供ネットワークシステムによる情報連携について、新たな副本「特定個人情報番号107：戸籍情報」が追加されたことにより、情報提供ネットワークシステムから戸籍情報を取得できることになったことに伴い、電算入力項目、外部結合項目を追加することについて自己点検を行った。

### **2 部会点検の要点**

・説明員から、事業概要及び追加する電算入力項目及び外部結合項目について説明を行った。

### **3 結果**

・自己点検内容の妥当性について承認

別表：デジタル・セキュリティ部会における質問・意見等の類型一覧

令和5年度第2回開催分

		自己点検案件番号						
		13	14	15	16	17	18	19
<b>質問・意見の類型</b>								
	個人情報の取扱類型の該当性							
	個人情報として記録する必要性	○	○				○	
	個人情報を保有する期間							
	個人情報の記録形態の妥当性		○					
	特に配慮を要する個人情報の取扱い							
	委託先に取り扱わせる妥当性	○				○		
	自己点検において記載する内容の精査			○				
	自己点検において記載する項目の追加							
	(参考)個人情報保護に関連しない質問・意見	○	○				○	
<b>意見等に対する対応の類型</b>								
	対応不要（部会からの意見等なしを含む）				○	○		○
	個人情報登録票等帳票（自己点検表含む）の修正	○	○	○			○	
	業務の改善							
主 善 の 区	区							
	区以外（委託先等）							

## 区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失について

### 1 概要

区立小学校から、自校において指導要録の確認を行ったところ、平成 20 年度卒業生の指導要録(様式 1:学籍に関する記録)の紛失が判明し、令和 5 年 9 月 6 日(水曜日)に済美教育センターに報告があった。

その後、指導主事を派遣して他の区立子供園及び区立学校の指導要録の保有状況について緊急調査を行ったところ、区立子供園 1 園及び区立学校 10 校において指導要録の紛失が判明した。

※ 指導要録：児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている様式 1 (学籍に関する記録：20 年保存) と、各教科の学習の記録などが記録されている様式 2 (指導に関する記録：5 年保存) からなる。

### 2 紛失の状況

以下の子供園 1 園、小学校 7 校、中学校 3 校(1,307 名)の指導要録の一部

	園名・校名	修了児・卒業生の該当年度 (該当の様式)	人数
1	西荻北子供園	平成 21 年度 (様式 1)	63
		平成 30 年度 (様式 2)	29
2	杉並第二小学校	平成 30 年度 (様式 2)	91
3	馬橋小学校	平成 20 年度 (様式 1)	92
4	桃井第一小学校	平成 17 年度の一部 (様式 1)	40
		平成 18 年度の一部 (様式 1)	66
5	沓掛小学校	平成 30 年度の一部 (様式 2)	33
6	大宮小学校	平成 27 年度 (様式 1)	56
7	和田小学校	平成 24 年度 (様式 1)	76
8	松ノ木小学校	平成 27 年度 (様式 1)	34
9	松溪中学校	平成 15 年度及び平成 16 年度 (様式 1)	169
		平成 30 年度及び平成 31 年度 (様式 2)	230
10	高井戸中学校	平成 15 年度 (様式 1)	178
11	松ノ木中学校	平成 30 年度及び平成 31 年度 (様式 2)	150

※ 現在就学している児童等の情報は含まれていない

計 1,307 人

### 3 紛失した個人情報

児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名など

### 4 原因

- ・公文書等の取り扱いに対する意識が低かったこと
- ・校内における公文書等の管理が不十分であったこと

### 5 情報漏えいの可能性

学校・園における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、他の文書に紛れた形での誤廃棄の可能性が高く、個人情報流出の可能性は低いものと考えらる。

### 6 学校・区への対応

#### (1) 学校内での調査

当該校・園においては、徹底して校内を捜索したが、発見には至っていない。併せて、文書の管理状況や紛失の経緯について、過去に遡って調査を行う。

#### (2) 卒業・修了の確認について

各学校・園における卒業生・修了児の確認については、卒業生台帳又は修了証書授与台帳で確認が可能であり、それらを活用して卒業・修了の証明書等の発行などに対応する。

#### (3) 関係者への謝罪と説明

対象となる卒業生・修了児に対しては、10月10日(火曜日)に文書の郵送により謝罪と説明を行った。また、現在在籍している幼児・児童・生徒及び保護者に対しては、書面、一斉メール配信システム等を活用し、お知らせした。

#### (4) 報道機関への情報提供等

10月10日(火曜日)に、広報課を通じて報道機関に対し情報提供を行った。

#### (5) 再発防止策

10月6日(金曜日)に校長(園長)会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導の徹底を行うとともに、誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録についての廃棄手順を見直す。また、教育委員会が1学期に行っている学校訪問の際に、指導要録の管理・保存が適切に行われているか点検する。

## メール送信時のあて先誤設定について

### 1 概要

令和5年10月6日（金）午後5時6分頃、杉並区立済美教育センターにおいて、令和5年度杉並区中学生海外留学事業に参加した生徒の保護者にメールで連絡をする際、本来はBCCで送るべきところをTOとして送信した結果、メールアドレス及び保護者氏名が当該保護者間で漏えいすることとなった。

### 2 誤って送信した個人情報

メールアドレス 28名分

保護者漢字氏名 26名分

※2名分は生徒氏名であり、すでに事業内で名簿配付済みの氏名

### 3 原因

担当者は、事後学習会等に関わる連絡事項を新規メールにて作成した。一斉連絡のために予め送付先をBCC設定した送付リストを利用したが、その際、不注意によりTOに設定を変更した。なおかつ送信前の確認も不十分であったことによる。

### 4 区の対応

#### (1) 関係者への謝罪等

・済美教育センターは、発覚した10月6日（金）午後5時36分に、メールにて送信した全保護者に謝罪及び誤送信したメールの削除を依頼した。併せて電話連絡も行い、同日午後8時20分に全保護者への謝罪及び削除依頼を完了した。

・済美教育センターは、10月13日（金）に全保護者へ成果報告会等に関する連絡をメールで行う際、削除いただけたかの確認をアンケート作成ツールにより行い、その結果全保護者が削除済みであることを確認した。

#### (2) 報道機関への情報提供

10月10日（火）午後、広報課を通じて報道機関に対し情報提供を行った。

#### (3) 再発防止策

外部の複数のあて先にメールを送信する際は、あて先毎に作成するか、複数のあて先をBCCで設定すること、その上で管理職（又は係長）の確認を受けてから送信することを済美教育センター全職員に口頭及びメールで周知徹底した。

令和5年11月1日  
情報公開・個人情報保護審議会  
政策経営部情報管理課

## マイナンバー関連事業に対する区の実施状況について

第1回の杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、今般報道されてきたマイナンバーカードと健康保険証との誤紐づけ等に対する区の実施状況についてご報告したところですが、これに関連して、マイナポイント事業の支援窓口やマイナンバー総点検等、マイナンバー関連事業に対する区の実施状況について、下記のとおりご報告します。

### 記

#### 1 マイナポイント事業の支援窓口について

##### (1) 概要

マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大等を目的とした国の事業であり、マイナンバーカードを健康保険証や公金受取口座と紐づけることを条件に、国から最大2万円分のポイントが付与されるものです。区では、ご自身で申請を行うことが困難な方を対象に、令和4年6月から令和5年9月まで、本庁舎に臨時の支援窓口を開設し、約30,000名の支援を行いました。

##### (2) 今後の対応

健康保険証については、全国の医療機関やセブンイレブンのセブン銀行ATMで設定ができます。また、公金受取口座については、令和6年度以降、全国の金融機関で設定できるように、国が検討を進めています。

区では、健康保険証・公金受取口座の設定等に関する相談が、今後も断続的に寄せられることが想定されることから、本庁舎の東棟7階に支援窓口を移設し、区民への支援を継続しています。

#### 2 マイナンバー総点検について

##### (1) 概要

マイナンバー総点検は、マイナンバーの誤紐づけが複数発生したことを受け、デジタル庁が中心となり、令和5年12月の完了を目指して実施している点検作業です。

##### (2) 区の実施状況

点検作業に先立って、点検対象とする機関を整理するため、国は自治体等に対し、実態把握調査を行いました。自治体における事務処理の正確性（例：個人を特定する際に、基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）の全てを用いて、確実な方法で実施しているかどうか等）の調査の結果、事務処理の正確性が確保されていると判断されたことから、杉並区は点検対象にはなりません。

##### (3) 区における誤紐づけ等のトラブルについて

区では、現時点においても、健康保険証や公金受取口座、マイナポイントの誤紐づけ等のトラブルは発生していません。